

行政不服審査法の改正に伴う情報公開条例の改正について

1.平成 26 年 6 月 13 日の改正法公布から 2 年を超えない範囲内で、政令で定める日（平成 28 年 4 月 1 日の見込み）に施行

2.行政不服審査法改正のポイント

- (1)審理員による審理
審査庁の職員のうち「処分に関与」していない審理員が、公平に審理
- (2)行政不服審査会によるチェック
第三者機関が審理員の裁決書案をチェック
- (3)審査手続における審査請求人の権利の拡充
証拠書類等の写し交付、審理員主宰の口頭意見陳述における処分庁への質問
- (4)不服申立てができる期間を 60 日から 3 か月に延長
- (5)不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

3.審理員制度の適用除外

- (1)委員会若しくは委員又は附属機関が審査庁である場合
【例】教育委員会、建築審査会
- (2)条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

4.行政不服審査会制度の適用除外

- (1)審理員制度が適用除外される場合
- (2)審査庁が地方公共団体の長以外の場合
【例】議会、公営企業
- (3)原処分をするときに、附属機関、議会等の議を経る旨の定めがある場合
- (4)裁決をするときに、附属機関、議会等の議を経る旨の定めがある場合

5. 情報公開条例の改正について

- (1)施行予定日 平成 28 年 4 月 1 日
- (2)公平かつ迅速な審査を最も重要な視点と捉え、情報公開審査会（第三者機関）の関与の在り方、国及び他の自治体の動向、これまでの本県の制度運用の実態を踏まえ、現在検討しているところである。

《法改正のイメージ》

